

安心して医療を受けられる制度をめざして

令和元年度の一人当たり保険料は109,642円(前年度比2.99%増)

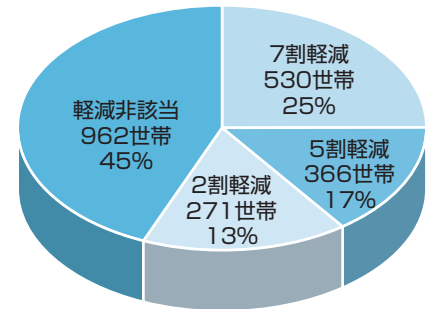
今年度、長野県が示す国保事業費納付金額は419,600,473円です。この納付金額を納付するため、国保加入者3,441人、2,129世帯のうち、保険料の軽減措置（基盤安定）、県交付金等を考慮し、平成30年度国民健康保険繰越金から41,964,000円を投入することで、一人当たりの保険料は109,642円（3,180円、2.99%増）となります。

また、所得額の少ない世帯には、均等割額、平等割額に対し（7割、5割、2割）軽減される措置があります。

今後、長野県内の保険料水準の統一に向け、平成30年度から町では、保険料の算定方式については、応能分【所得割・資産割】の資産割を段階的に毎年2%ずつ削減し、その2%分を所得割へ増加させることで、被保険者に急激な影響を生じさせないよう配慮しながら3方式へ移行しています。

また、令和2年度末に長野県より「ロードマップ」（保険料統一の時期）が示されるまで、繰越金、基金等を投入しながら調整を図っていきます。

令和元年度 軽減措置適用世帯見込み



※一人当たり保険料の算出式（富士見町）

全調定額は、①医療給付分 ②後期高齢者支援金分 ③介護納付金分「40歳-64歳」を含みます

①と②については、年度当初全調定額（一般・退職）÷ 年度当初①、②の国保加入者数

③については、年度当初全調定額（一般・退職）÷ 年度当初③の国保加入者数 の合計

改定後の保険料率

令和元年度の国民健康保険料率は右表のとおりです。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	5.99%	2.25%	1.89%
資産割	19.00%	7.20%	6.85%
被保険者均等割	19,600円 (据え置き)	7,900円 (据え置き)	7,900円 (据え置き)
世帯別平等割	18,500円 (据え置き)	6,800円 (据え置き)	5,000円 (据え置き)

納入通知書を7月中旬に発送します

○通知は年2回、4月と7月に世帯主あてに送付します。

【4月に送付する通知】 …… 仮徴収（暫定期分）4月・5月・6月分

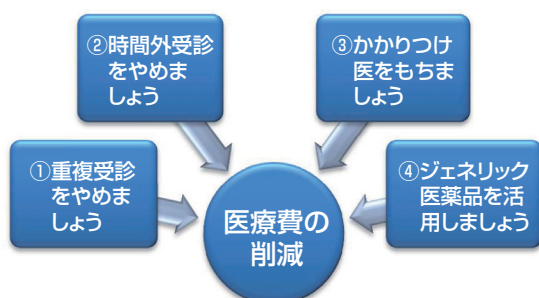
この期間は前年の所得が確定していないため、前年度の保険料をもとに暫定的な保険料で納めていただきます。

【7月中旬に送付する通知】 …… 本徴収（本算定分）7月から翌年3月までの分

1年分の保険料が確定するため6月分までに納めていただいた仮徴収分を差し引き、残りの分を9回に分けて納めていただきます。

日ごろから健康増進に心掛け、医療費を削減しましょう

医療費の削減に向けて、医療機関を受診する際には以下の4点を心掛けましょう



①同じ病気で複数の医療機関を利用すると医療費が高額になります。また、処置・投薬などで体にも負担がかかります。

②緊急を要する場合以外での時間外受診をやめましょう。

③既往症や健康状態が把握され、健康管理全般のアドバイスを受けられます。

④新薬と同じ有効成分で、安全性も効き目も立証されています。